

仙台市水防計画変更案の概要（平成 24 年度からの修正点）

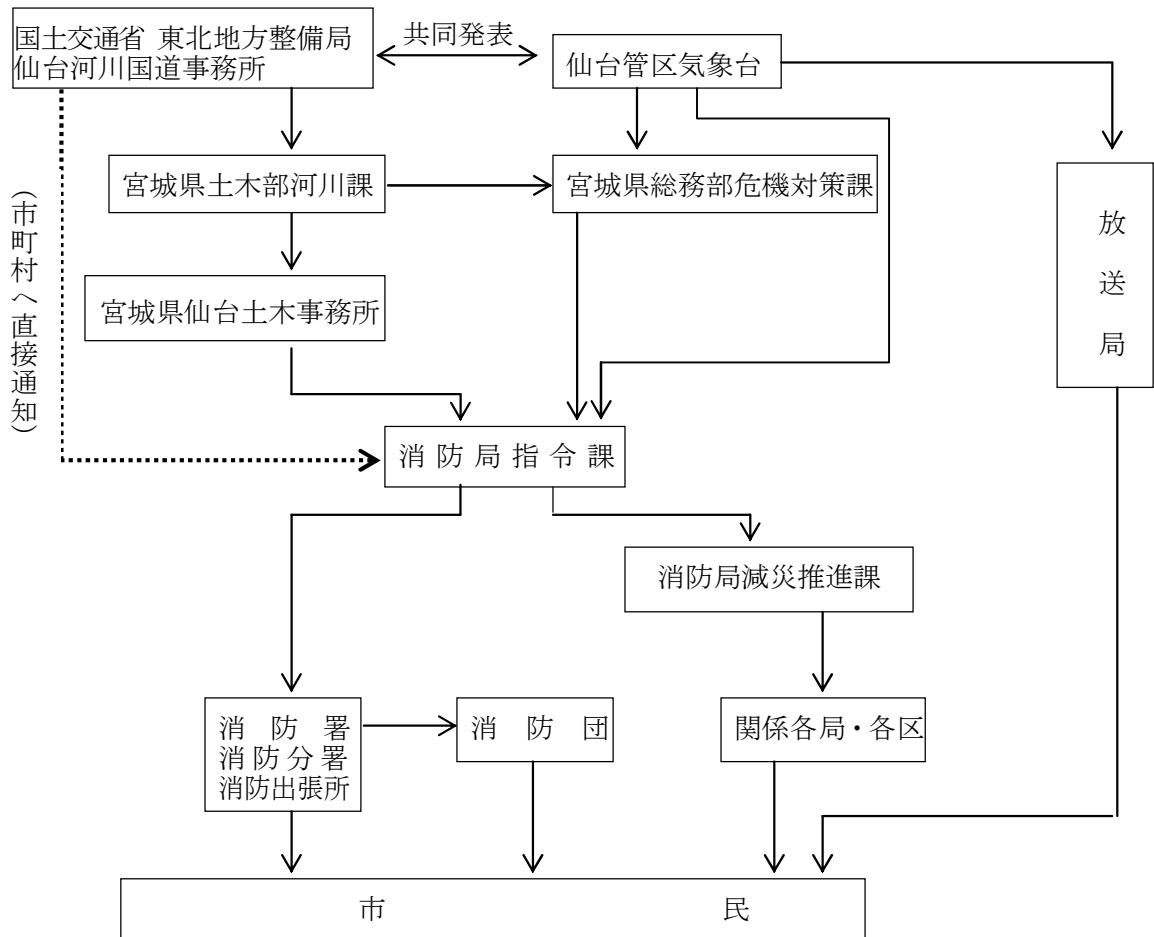
1. 情報連絡に関する変更

(1) 第 9 章 第 2 通信連絡系統

2 (1) 指定河川洪水予報伝達系統図（名取川・広瀬川）

国土交通大臣が行う洪水予報の水防管理者等への通知は、都道府県知事を経由して行われているが、水防法の一部が改正され、関係する市町村長にも直接通知されることとなったため、以下のとおり修正する（修正箇所は点線で表示）。

【平成 25 年度仙台市水防計画(案)15 ページ】



(2) 第9章 第5 警報・注意報の基準

津波に関する警報、注意報、情報、予報

平成25年3月に気象庁が発表する津波警報の発令基準が変更されたことに伴い、津波に関する警報、注意報に関する内容を以下のとおり修正する。

【平成25年度仙台市水防計画（案）26～29ページ】

1. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。気象庁が発表する津波警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(以降、省略)

### (3) 第9章 第5 警報・注意報の基準

#### 特別警報の発表基準 ※平成 25 年 8 月 30 日創設

気象庁はこれまで、大雨、高潮、津波などにより重大な災害の起こるおそれがあるときに、警報を発表して警戒を呼びかけてきました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表することになりました。これに伴い、水防活動に関連する特別警報の発表基準について以下のとおり追加する（平成 25 年 8 月 30 日以降に追加）。

#### 【平成 25 年度仙台市水防計画（案）30 ページ】

#### 特別警報の発表基準

仙台管区気象台が発表する水防活動の利用に適合する特別警報の発表基準は、次のとおりである。

現象の種類	特別警報の発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合*
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合*
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)

※発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。この“数十年に一度”の現象に相当する指標は気象庁ホームページに掲載する。

## 2. 関係機関との協力及び応援に関する変更

### 第12章 第4 河川管理者による水防のための活動への協力

近年、集中豪雨等による水災が多発しており、河川管理者の水防活動への協力がより一層重要となってきた現状に鑑み、水防法の一部が改正され、指定水防管理団体（仙台市）が定める水防計画に、河川管理者による水防のための活動への協力について記載することができることになったため、以下のとおり修正する。

#### 【平成25年度仙台市水防計画（案）39ページ】

#### 第4 河川管理者による水防のための活動への協力

- 1 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長は、可能な範囲で仙台市が行う水防活動に次の協力を行う。
  - (1) 仙台市に対して、河川に関する情報（名取川・広瀬川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
  - (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
  - (3) 仙台市が行う水防訓練への参加
  - (4) 仙台市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
  - (5) 仙台市の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
  - (6) 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報
- 2 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長から、仙台市への河川に関する情報の伝達方法は以下のとおりとする。

情報の種類	情報提供の時期	伝達方法
水位	非常時（出水時）	電話、FAX、電子メール、ホットライン、リエゾン（派遣時）
河川管理施設の操作状況に関する情報	仙台市から問い合わせがあった場合	電話、FAX、電子メール
水防活動の記録	仙台市から問い合わせがあった場合	電話、FAX、電子メール

## 3. その他の軽微な変更

宮城県水防計画との整合を図るもの及び別表・資料のデータの更新等の軽微な変更をする（個別の変更箇所（網掛け表示）については省略）。